

第1回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年5月1日 13:30～15:00

2. 場 所 釧路市役所本庁舎 議会議場

3. 出席委員

1 番 廣瀬女公美 委員	2 番 清水 幸治 委員	3 番 菅原 雄一 委員
4 番 熊坂 隆雄 委員	5 番 志賀 忠浩 委員	6 番 大畑 礼子 委員
7 番 樋口 英樹 委員	8 番 中川 浩幸 委員	9 番 佐藤 泰正 委員
10 番 稲場 洋二 委員	11 番 金子 靖 委員	12 番 佐藤 裕司 委員
13 番 瀬戸 賢成 委員	14 番 二谷 幸裕 委員	15 番 浅野 徳昭 委員
16 番 伊藤 まり 委員	17 番 野村 照明 委員	18 番 福西 範 委員
19 番 成田 俊英 委員	20 番 松下 裕幸 委員	21 番 吉澤しのぶ 委員

(以上 21名)

4. 欠席委員 なし

5. 参 与 者 農業委員会事務局

事務局長 塩田 省吾	次長 高山 直樹	次長 中嶋 智子
会計年度任用職員 藤本 恵美	杉野 恵	熊野 香苗

(以上 6名)

会議録署名委員の指名

1 番 廣瀬女公美 委員
2 番 清水 幸治 委員

会期決定について 令和6年5月1日（1日）

6. 議事日程

議案第1号	会長及び会長職務代理者の互選について 議席の決定について 議事録署名委員の指名 会期決定について
議案第2号	釧路市農業委員会専門委員会の設置について 会務概要報告
議案第3号	現況証明願について
議案第4号	農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について
議案第5号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第6号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第7号	農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について
協議事項	令和5年度の最適化活動の点検・評価
協議事項	令和5年度の最適化活動の点検・評価結果等の公表

事務局

塩田事務局長

皆様には、第8期釧路市農業委員として任命されましたこと、心よりお祝い申し上げます。

ただいまから、総会が開催されますが、農業委員の皆様は、初めての顔合わせでございますので、総会に入る前に皆様の紹介をいたします。

仮議席番号1番から順に紹介致します。

最初に野村照明委員です。

次に稲場洋二委員です。

次に廣瀬女公美委員です。

次に大畑礼子委員です。

次に松下裕幸委員です。

次に福西範委員です。

次に佐藤裕司委員です。

次に金子靖委員です。

次に菅原雄一委員です。

次に清水幸治委員です。

次に佐藤泰正委員です。

次に成田俊英委員です。

次に志賀忠浩委員です。

次に二谷幸裕委員です。

次に中川浩幸委員です。

次に瀬戸賢成委員です。

次に伊藤まり委員です。

次に熊坂隆雄委員です。

次に浅野徳昭委員です。

次に吉澤しのぶ委員です。

次に樋口英樹委員です。

以上でございます。

ここで一言申し上げます。

野村照明委員が令和6年春の叙勲に際し農業委員会会長としての長年の功績が認められ、5月13日、東京において旭日単光章を受章されます。

謹んでお祝い申し上げます。

叙勲されます野村委員からは、5月17日金曜日の歓送迎会に併せて開催いたします「叙勲を祝う会」でご挨拶いただく予定でありますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは総会に入ります。

総会は、釧路市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となり議事進行を行なうことになっておりますが、任期満了後、最初の総会であり、会長が不在となっておりますので、新会長が決まるまでの間、地方自治法第107条の規定を準用し、年長委員が臨時議長の職務を行うことといたしますが、よろしいでしょうか。

委員

委員一同

異議なし

事務局 塩田事務局長	ご異議がないようですので、本日の出席委員中、野村照明委員が最年長委員でございますので、臨時議長をお願いいたします。
臨時議長 野村委員	野村照明でございます。 年長のゆえをもちまして臨時議長の職務を務めさせていただくこととなりましたので、よろしくお願いいたします。 それでは、本日の出席者は21名であり、定足数に達しておりますので、ただいまより、第8期第1回釧路市農業委員会総会を開催いたします。 さっそくですが、議案の審議に入ります。 議案書2ページでございます、議案第1号「会長及び会長職務代理者の互選」について、会長1名及び会長職務代理者2名の選出を行います。 釧路市農業委員会会議規則第2条の規定により、選出方法は投票または指名推薦で行いますが、ご異議がなければ指名推薦で行いたいと思います。 よろしいでしょうか。
委員 委員一同	異議なし
臨時議長 野村委員	ご異議ありませんので、会長、会長職務代理者は指名推薦で行います。 どなたか会長と会長職務代理者2名を推薦していただきたいと思います。
委員 松下委員	会長に野村委員、会長職務代理者に稲場委員と成田委員を推薦いたします。
臨時議長 野村委員	ただいま、会長に野村委員、会長職務代理者に稲場委員と成田委員の推薦がございましたが、よろしいでしょうか。
委員 委員一同	異議なし
臨時議長 野村委員	ご異議ありませんので、釧路市農業委員会会長に野村委員、会長職務代理者は稲場委員と成田委員に決定されました。
事務局 塩田事務局長	それでは、ただいま会長及び会長職務代理者に就任されました方々にご挨拶をいただきます。 ご挨拶いただく方におかれましては、順次演壇にお進みください。 最初に野村会長、お願いいたします。 (野村会長挨拶)
事務局 塩田事務局長	有り難うございました、次に、稲場会長職務代理者、お願いいたします。 (稲場会長職務代理者挨拶)

事務局
塩田事務局長

有り難うございました、次に、成田会長職務代理者、お願いいたします。

(成田会長職務代理者挨拶)

事務局
塩田事務局長

有り難うございました。

ここで会長が決まりましたので、野村会長が議長となり、議事を進めていただきたいと思います。

野村会長、議長席に移動をお願いいたします。

議長
野村会長

それでは、私が会長となりましたので、議長として引き続き議事を進めさせていただきます。

議長
野村会長

次に、議席の決定であります。委員の議席は「鉏路市農業委員会会議規則第7条」の規定により、くじで行います。

「番号くじ」を現在の仮議席順により、持って回りますので順次お引き下さい。
お引きになった番号が皆様の議席となります。

(順次、くじを引く)

議長
野村会長

それでは、議席が決まりましたので、事務局より発表いたします。

事務局
塩田事務局長

それでは、議席を発表いたします。

1番、廣瀬女公美委員、2番、清水幸治委員、3番、菅原雄一委員、4番、熊坂隆雄委員、5番、志賀忠浩委員、6番、大畑礼子委員、7番、樋口英樹委員、8番、中川浩幸委員、9番、佐藤泰正委員、10番、稲場洋二委員、11番、金子靖委員、12番、佐藤裕司委員、13番、瀬戸賢成委員、14番、二谷幸裕委員、15番、浅野徳昭委員、16番、伊藤まり委員、17番、野村照明委員、18番、福西範委員、19番、成田俊英委員、20番、松下裕幸委員、21番、吉澤しのぶ委員

議長
野村会長

議席につきましては、第2回総会より着席いただくこととし、今総会につきましては、現在お座りいただいている座席のまま進行させていただきます。

次に、本日の議事録署名人に1番、廣瀬委員、2番、清水委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、会期は本日5月1日の1日といたします。

ここで皆さんにお伝えいたします。

議案第2号から第7号まで、及び協議事項の会長名が空欄となっておりますので、野村照明とお書き入れください。

次に議案第2号「鉏路市農業委員会専門委員会の設置」について審議いたします。

事務局より説明してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書4ページになります。議案第2号「鉏路市農業委員会専門委員会の設置」について説明をいたします。

議長
野村会長

専門委員会につきましては、別に配付いたしました釧路市農業委員会専門委員会設置要領に基づき、釧路、阿寒、音別の各地区の専門委員会を設置するものでございます。

各地区の案件は専門委員会の調査などを経て、総会に諮っているものでありますが、新任期となりましたので、改めて専門委員会を設置するとともに、併せて各地区の専門委員会に所属する委員を決めるものでございます。

なお、専門委員会が設置された場合は、総会終了後、各地区で専門委員会を開催していただき、委員長を選任していただきたいと思います。

以上により、ご審議を頂きたくご提案をいたします。

委員
委員一同

ただいま事務局から説明がありました、議案第2号「釧路市農業委員会専門委員会の設置」について審議いたします。

まず、専門委員会の設置について、質問、意見を求めます。

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、専門委員会を設置することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第2号「釧路市農業委員会専門委員会の設置」については、専門委員会を設置することといたします。

次に、各地区所属委員について審議いたします。

所属委員について、どなたかご提案ございますか。

委員
松下委員

事務局案があれば、説明をお願いします。

議長
野村会長

ただいま、事務局案のご提案がありましたので、事務局に配付させます。

配付いたしました案について、事務局より説明してください。

事務局
塩田事務局長

ただいま配付いたしました「釧路市農業委員会専門委員会委員事務局案」について説明いたします。

各地区の委員につきましては、専門委員会が行う調査の専門知識及び移動距離等の観点から、委員の住所地及び所属する法人等の所在地並びに農業委員としての経験等を基に作成しております。

以上により専門委員会の委員について、ご審議を頂きたくご提案いたします。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました「釧路市農業委員会専門委員会委員事務局案」について、質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、事務局案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、事務局案のとおり決定いたします。
それでは、通常の議事にはいります。
事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局
塩田事務局長

会務概要報告を行います。
議案書5ページをご覧ください。

(以下、会務概要報告)

議長
野村会長

ただいま事務局から会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはありませんか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、続いて、議案の審議にはいります。
それでは、議案第3号「現況証明願」について事務局より説明して下さい。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の6ページにございます、議案第3号「現況証明願」について説明致します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回は、釧路地区で2件、阿寒地区で3件の申請がございました。

議案書7ページの表の1番は、資料が9ページと10ページにございます。

公簿地目が牧場である、[]の1筆、面積 []㎡の土地について、所有者である []氏より現況証明願がございました。

4月17日、釧路地区の農業委員3名と事務局職員4名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地であると確認致しました。

次に、表の2番は、資料が11ページと12ページにございます。

公簿地目が牧場及び原野である、[]、他8筆、面積合計 []㎡の土地について、所有者である []氏より現況証明願がございました。

4月17日、釧路地区の農業委員3名と事務局職員4名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地であると確認致しました。

次に、議案書8ページの表の3番は、資料が13ページと14ページにございます。

公簿地目が畑である、[]、他4筆、面積合計 []㎡の土地について、所有者である []氏の代理人である []氏より現況証明願がございました。

4月18日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員4名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の原野であると確認致しました。

次に、表の4番は、資料が13ページと15ページにあります。

公簿地目が牧場である、[]の1筆、面積 []㎡の土地について、所有者である []氏の代理人である []より現況証明願がございました。

4月18日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員4名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地であると確認致しました。

次に、議案書表の5番は、資料が16ページから17ページにあります。

公簿地目が畑及び牧場である、[]、他5筆、面積合計 []㎡の土地について、所有者である []氏より現況証明願がございました。

4月18日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員4名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の山林であると確認致しました。

以上、5件の「現況証明願」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

野村会長

ただいま「現況証明願」について説明がありましたが、1番と2番の現地調査結果について、調査委員長の清水幸治委員より報告をお願いします。

委員

清水委員

議案第3号「現況証明願」の1番及び2番について報告致します。

1番は、[]氏が所有する、公簿地目が牧場、農振地域外にある []の1筆、面積 []㎡の土地について、令和6年4月17日、釧路地区農業委員3名、事務局職員4名で現地調査を行った結果、当該地は、農地採草放牧地以外で、利用状況は、雑種地であることを確認致しました。

次に2番は、[]氏が所有する、公簿地目が牧場、及び、原野、農振地域外にある、[]、他8筆、合計 []㎡の土地について、令和6年4月17日、釧路地区農業委員3名、事務局職員4名で現地調査を行った結果、当該地は、すべて農地採草放牧地以外で、利用状況は、雑種地であることを確認致しました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

野村会長

清水幸治委員、ありがとうございました。

次に、3番から5番の現地調査結果について、調査委員長の佐藤泰正委員より報告をお願いします。

委員

佐藤泰正委員

議案第3号「現況証明願」の3番から5番について報告致します。

3番は、[]氏が所有する、公簿地目が畑、農振農用地区域にある、[]、他4筆、合計 []㎡の土地について、令和6年4月18日、阿寒地区農業委員3名、事務局職員4名で現地調査を行った結果、当該地はすべて農地採草放牧地以外で、利用状況は原野であることを確認致しました。

なお、当該地は、農用地区域にある土地ではありますが、現地は、農地採草放牧地以外の原野で、農用地として利用されていないと確認致しました。

次に4番は、[]氏が所有する、公簿地目が牧場、農振農用地区域にある、[]の1筆、面積 []㎡の土地について、令和6年4月18日、阿寒地区農業委員3名、事務局職員4名で現地調査を行った結果、当該地は、農地採草放牧地以外で、利用状況は雑種地であることを確認致しました。

なお、当該地は、農用地区域にある土地ではありますが、現地は農地採草放牧地以外の雑種地で、農用地として利用されていないと確認致しました。

氏が所有する、
、他3筆、面積合計 m^2 の農用地について、借主であります 氏との間で、令和6年4月1日に合意解約を行い、同日通知がございました。

次に、表の5番は、資料が27ページと30ページにございます。

氏が所有する、
、他2筆、面積合計 m^2 の農用地について、借主であります 氏との間で、令和6年4月1日に合意解約を行い、同日通知がございました。

次に、議案書20ページの表の6番は、資料が31ページから32ページにございます。

氏が所有する、
、他3筆、面積合計 m^2 の農用地について、借主であります 氏との間で、令和6年4月1日に合意解約を行い、同日通知がございました。

以上、6件の「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま説明がありました、議案第4号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について審議致しますが、2番につきましては、瀬戸賢成委員が役員を務める法人の案件でありますので議事参与の制限にあたります。

つきましては、最初に1番と3番から6番を審議した後に、2番を審議いたします。それでは、1番と3番から6番を審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第4号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の1番と3番から6番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第4号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の1番と3番から6番については、原案のとおり決定致します。

次に、2番を審議いたしますので、瀬戸賢成委員は退出して下さい。

(瀬戸賢成委員退室)

議長
野村会長

それでは、審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第4号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の2番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第4号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の2番については、原案のとおり決定致します。

退室されている瀬戸賢成委員は入室して下さい。

(瀬戸賢成委員入室)

議長
野村会長

2番は、原案のとおり決定致しました。

それでは、次に、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の33ページにございます、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご説明致します。

農用地を売買などで所有権移転をする場合や貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けなければなりません。

今回は、釧路地区で1件、阿寒地区で2件、音別地区で7件の許可申請がありました。

お手元に配付しております、農地法第3条調査書も併せてご確認下さい。

議案書34ページの表の1番は、資料が39ページと40ページにございます。

■■■■氏が所有者を代表する、■■■■、他1筆、面積合計■■■■㎡の農用地について■■■■氏に、年間■■■■円で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書35ページの表の2番は、資料が41ページから48ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他21筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に■■■■円で、売買による所有権移転を行うものであります。

次に、議案書36ページの表の3番は、資料が49ページから52ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他5筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間■■■■円で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の4番は、資料が53ページと54ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他3筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に■■■■円で、売買による所有権移転を行うものであります。

次に、議案書37ページの表の5番は、資料が53ページと55ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の1筆、面積■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間■■■■円で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の6番は、資料が53ページと56ページにございます。

氏が所有する、の1筆、面積㎡の農用地について、氏に、年間円で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の7番は、資料が53ページと57ページにございます。

氏が所有する、他3筆、面積合計㎡の農用地について、氏に、年間円で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の8番は、資料が58ページと59ページにございます。

氏が所有する、他3筆、面積合計㎡の農用地について、氏に年間円で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の9番は、資料が60ページと61ページにございます。

氏が所有する、の1筆、面積㎡の農用地について、に、年間円で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の10番は、資料が60ページと62ページにございます。

氏が所有する、の1筆、面積㎡の農用地について、に、年間円で賃貸借を行うものでございます。

以上、10件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま「農地法第3条の規定による許可申請」について説明がありましたが、1番の現地調査結果について、調査委員長の清水幸治委員より報告をお願いします。

委員
清水委員

議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番について、調査報告を致します。

1番の申請の内容は、氏が所有者を代表する、他1筆、合計㎡の農用地について、氏に年間円で賃貸借を行うものであります。

本件について、令和6年4月17日、釧路地区農業委員3名、及び、事務局職員4名で現地調査を行った結果、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件を、すべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

清水幸治委員、ありがとうございました。

次に、2番と3番の現地調査結果について、調査委員長の佐藤泰正委員より報告をお願いします。

委員
佐藤泰正委員

議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請」の2番と3番について、調査報告を致します。

2番の申請の内容は、氏が所有する、他21筆、合計㎡の農用地について、氏に円で売買による所有権の移転を行うものであります。

次に、3番の申請の内容は、氏が所有する、他5筆、合計㎡の農用地について、氏に年間円で賃貸借を行う

議長
野村会長

委員
志賀委員

議長
野村会長

- 12 -

委員
委員一同

つきましては最初に1番から8番と10番を審議した後に、9番を審議いたします。
それでは、1番から8番と10番を審議いたします。
質問、意見を求めます。

議長
野村会長

なし

質問がないようですので、採決致します。

議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番から8番と10番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番から8番と10番については、原案のとおり決定致します。

次に、9番を審議いたしますので、瀬戸賢成委員は退出して下さい。

(瀬戸賢成委員退室)

議長
野村会長

それでは、審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請」の9番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請」の9番については、原案のとおり決定致します。

退室されている瀬戸賢成委員は入室して下さい。

(瀬戸賢成委員入室)

議長
野村会長

9番は、原案のとおり決定致しました。

それでは、次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の63ページにございます、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」についてご説明致します。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めた市町村が農用地利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定を経るものとされております。

今回は、釧路地区で3件の計画がございます。

お手元に配付しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書も併せてご確認ください。

議案書64ページの表の1番は、資料が65ページと66ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他4筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間■■■■円で賃貸借を行うものです。

次に、表の2番は、資料が65ページと67ページと68ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他3筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間■■■■円で賃貸借を行うものです。

次に、表の3番は、資料が65ページと69ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の1筆、面積■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に使用貸借を行うものです。

以上、3件の「農用地利用集積計画の決定」についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま説明のありました「農用地利用集積計画の決定」について審議致しますが、1番と2番につきましては、浅野徳昭委員本人の案件でありますので、議事参与の制限にあたります。

つきましては、最初に1番と2番を審議した後に、3番を審議いたしますので、浅野徳昭委員は退出して下さい。

(浅野徳昭委員退室)

議長
野村会長

それでは、1番と2番を審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番と2番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番と2番については原案のとおり決定致します。

退室されている浅野徳昭委員は入室して下さい。

(浅野徳昭委員入室)

議長
野村会長

1番と2番は、原案のとおり決定致しました。

委員
委員一同

次に、3番を審議いたします。
質問、意見を求めます。

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の3番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の3番については、原案のとおり決定致します。

次に、議案第7号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
塩田事務局長

議案書70ページにございます、議案第7号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について説明致します。

農地所有適格法人は、毎年、事業の状況、その他農林水産省令で定める事項を、農業委員会に報告し、また農業委員会はこの報告を受け、当該法人が農地所有適格法人として適正に運営されているか確認し、指導することになっております。

今回3件の報告がございました。

議案書71ページにございます農地所有適格法人要件確認書の1番と2番は、
で、令和4年と令和5年の決算報告となります。

次に、議案書72ページにございます農地所有適格法人要件確認書の3番は、
で、令和5年の決算報告となります。

いずれの件も報告書により、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべての要件を満たしていることを確認しております。

以上、3件の「農地所有適格法人の報告」についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま説明がありました、議案第7号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第7号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第7号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」については、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、協議事項「令和5年度の最適化活動の点検・評価」について協議を行います。

事務局より説明願います。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の73ページでございます、協議事項「令和5年度の最適化活動の点検・評価」についてご説明致します。

農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等」について、農業委員会は、農地利用最適化推進委員及び最適化活動を行う農業委員から提出された活動記録簿等を5月末までに総会において点検、評価することとされております。

つきましては、議案書74ページの表の日数などを基に事務局として整理致しました原案を75ページに記載しましたので、ご協議をお願い致します。

議長
野村会長

ただいま提案のありました「令和5年度の最適化活動の点検・評価」について協議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、ご異議がないものと認め、協議事項「令和5年度の最適化活動の点検・評価」については、原案のとおりと致します。

それでは、次に、協議事項「令和5年度の最適化活動の点検・評価結果の公表」について協議を行います。

事務局より説明願います。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の76ページでございます、協議事項「令和5年度の最適化活動の点検・評価結果の公表」についてご説明致します。

農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等」について、農業委員会は毎年度、推進委員等及び農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況並びにこれらの点検・評価結果を取りまとめたものについて、個人情報を除いた上で、インターネットの利用その他適切な方法で公表することとされております。

つきましては、事務局として検討致しました原案を議案書の77ページから82ページに記載しましたので、ご協議をお願い致します。

議長
野村会長

ただいま提案のありました協議事項「令和5年度の最適化活動の点検・評価結果の公表」について協議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、ご異議がないものと認め、協議事項「令和5年度の最適化活動の点検・評価結果の公表」については、原案のとおりと致します。
これを持ちまして、本日の議事の全て終了致しましたが、他に何かございませんか。
なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

令和6年5月6日

議長 野村 照明

署名委員 廣瀬 女公美

署名委員 清水 幸治